

学校法人山陽学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人山陽学園と称する。

(事務所の所在)

第2条 この法人は、事務所を岡山市中区門田屋敷二丁目2番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、私立学校を設置して中等教育・高等教育及び幼児教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 山陽学園大学 大学院看護学研究科
総合人間学部 言語文化学科 生活心理学科
地域マネジメント学部 地域マネジメント学科
看護学部 看護学科
- 二 山陽学園短期大学 健康栄養学科 こども育成学科
- 三 山陽学園高等学校 全日制課程 普通科
- 四 山陽学園中学校
- 五 山陽学園短期大学附属幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 11人以上 16人以下
- 二 監事 2人

(理事長)

第6条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の設置する学校の学長及び高等学校長の職にある者 2人以上 3人以下
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人以上 5人以下

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 6人以上 8人以下

2 前項の第一号及び第二号の理事は、学長、高等学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(専務理事)

第8条 理事(理事長を除く。)のうち1名を、専務理事とすることができる。専務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも同様とする。

2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(常務理事)

第9条 理事(理事長及び専務理事を除く。)のうち1名を、常務理事とすることができる。常務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

2 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、その担当業務を執行する。

(理事会)

第10条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前項及び第15条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11条第3項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

12 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成し、議長及び出席理事2名が署名捺印し、これを事務所に備えて置かなければならない。

13 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(議 決)

第11条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

3 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務代理又は代行)

第13条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した理事により、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の選任)

第14条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の財産の状況を監査すること。

二 この法人の業務を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の召集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場

合にはその請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において当該行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(親族関係者等の制限)

第16条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が一人を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事(配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び評議員(配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係のある者を含む。)並びにこの法人の教職員が含まれることになってはならない。

- 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第17条 役員(第7条第1項第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)の任期は四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長、専務理事及び常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(責任の免除)

第19条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する

責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第19条の3 理事（理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員で無いものに限る。）又は監事（以下この条において、「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対して賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円を限度としてこの法人があらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第20条 この法人に、評議員23人以上 33人以下を置く。但し、理事の二倍を超える数とする。

(評議員の選任)

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員のうちから、理事会において選任した者8人以上 10人以下
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人以上 8人以下
- 三 この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者4人以上 8人以下
- 四 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上 7人以下

2 前項第一号及び第三号に規定する評議員は、この法人の職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第23条第3項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 10 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成し、議長及び出席評議員2名が署名捺印し、これを事務所に備えて置かなければならない。

(議 決)

第23条 評議員会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第24条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、不動産の買受に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄に関する事項
- 六 第39条第1項第二号及び第三号に掲げる事由による解散、並びにこの場合における残余財産の処分に関する事項
- 七 寄附金の募集に関する事項
- 八 この法人の寄附行為の変更
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(意見具申)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(任期)

第26条 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業遂行に必要な経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、保育料、入学金、入園料、検定料、補助金の収入、その他

の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

（会 計）

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第34条の2 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算において、剰余金があるときは、その一部又は全部を積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をした

とき 寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準
（役員報酬）

第36条の3 役員に対して別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 解 散

（解 散）

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げた事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させる。

（合 併）

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第43条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、評議員会の意見を聞いて理事会に推薦する。

3 顧問は、必要に応じてこの法人の業務に関し諮問に応じ、参与は、この法人の業務に協力するものとする。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

一 役員及び評議員の履歴書

二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、山陽新聞及び本校掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人の設置する学校の管理運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この法人設立当初の役員は次の通りとし、その任期を昭和26年3月31日とする。

理事長 赤澤 乾一

理事 田中 文男

理事 清水 多栄

理事 原 勝巳

理事 上代 淑

理事 笠井 経夫

理事 千葉 和助

理事 小川 政雄

監 事 星島 義兵衛
監 事 林原 一郎

昭和27年 6月20日 改正
昭和32年 6月18日 改正
昭和35年 9月13日 改正
昭和37年 9月25日 改正
昭和44年 2月 8日 改正
昭和47年 1月29日 改正
昭和49年 1月23日 改正

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、所轄庁の認可の日から施行する。
- 2 改正後の寄付行為の施行の日に現に理事（第七条第一項第一号の理事を除く。）監事及び評議員の職にある者の任期は、昭和62年5月30日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成3年2月6日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

（山陽学園短期大学の家政学科の存続に関する経過措置）

山陽学園短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成5年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成6年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成8年7月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成11年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成11年4月1日から施行する。

(山陽学園短期大学の生活学科の存続に関する経過措置)

山陽学園短期大学の生活学科は、改正後の寄附行為第4条2号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成14年10月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成15年4月1日から施行する。

(山陽学園大学の国際文化学部コミュニケーション学科及び比較文化学科存続に関する経過措置)

山陽学園大学の国際文化学部コミュニケーション学科及び比較文化学科は、改正後の寄附行為第4条第一号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(山陽学園短期大学生活デザイン学科の存続に関する経過措置)

山陽学園短期大学生活デザイン学科は、改正後の寄附行為第4条第二号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成17年6月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日(平成20年10月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日(平成21年1月16日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年12月18日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成28年1月28日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成29年11月14日）から施行する。

（第37条関係：資産総額の変更登記）

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成30年1月24日）から施行する。

（第4条関係：学部新設）

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。（第4条関係）

附 則

令和2年3月16日文科科学大臣認可のこの改正は、令和2年4月1日から施行する。